

CONTENTS

- ・TOPIC 裁判実務「刑事再審手続の改正について — 徳川將軍による親裁（再吟味）を垣間見ながら」
弁護士 三村 義幸
- ・復帰のご挨拶「経済産業省での職務を終えて（後編）」
弁護士 腰田 将也
- ・TOPIC 金融法務「不動産特定共同事業法施行規則等の改正」
弁護士 柳 勝久
- ・TOPIC 競争・知財「近時の知的財産・エンタテインメント関係の指針等について」
弁護士 腰田 将也
- ・堂島法律事務所ウェビナーのご案内
- ・近時の実務話題&裁判例レビュー
弁護士 大川 治

TOPIC 裁判実務

刑事再審手続の改正について — 徳川將軍による親裁（再吟味） を垣間見ながら

弁護士 三村 義幸



1 刑事再審手続の改正について

(1) 新たな刑事再審手続の成立について

2026（令和8）年7月17日、刑事再審手続に関する「刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立し、同月24日、公布（法律第67号）されました。改正法は、同年8月13日に一部施行され、2027（令和9）年7月下旬までに順次施行される予定です。刑事再審手続が見直されるのは、現行の刑事訴訟法が戦後間もない1948（昭和23）年に制定されて以来、実に78年ぶりです。

刑事再審手続は、ビジネスの世界からはとても縁遠い手続ではありますが、上記のとおり、大改正といえますので、当

初の「民事関係」の予定を変更して、改正内容の概要等についてご説明したいと思います。

それとともに、わが国では、江戸時代、ある騒動について幕府がした評定に対し、徳川將軍自らが親裁（再吟味）を行うことを決定し、さらには、將軍自らが親裁（再吟味）の手続を主宰して、従前の幕府の評定を覆すという出来事があったことをご紹介したいと思います。これにより、わが国において、再審手続が、実は、現代においてにわかに注目されるに至った手続ではなく、はるか以前に歴史を有するものであることを実感していただければと思います。

(2) 刑事再審手続の改正の意義について

改正前の刑事再審手続（刑事訴訟法の第4編「再審」）は、戦前の旧刑事訴訟法における再審手続の規定を殆ど引き継いだもので、条文も、第435条から第453条までの19ヶ条しかありませんでした。これに対し、たとえば、刑事第1審手続などは、第189条から第350条の29まで、膨大な数の条文が規定されています。このように、条文が十分に整備されていないという状況もありましたため、刑事再審手続の運用も、再審裁判所に広い裁量が認められる結果となり、いわゆる「再審格差」や「裁判官ガチャ」が生じているなどの指摘がされていたところでした。

今般の法改正は、このような問題点を是正しようというもので、まさに歴史的な大改正といえます。

2 改正刑事再審手続について

(1) 刑事再審手続の改正過程について

近時、再審手続において無罪が確定する事件が続いていましたが（2016（平成28）年の東住吉事件、2019（平成31）年の松橋事件、2020（令和2）年の湖東事件など）、改正の最も大きな契機となったのは、ご承知のとおり、静岡一家殺害事件をめぐる、死刑確定囚であった袴田巖さんが、2024（令和6）年9月26日、静岡地方裁判所により再審無罪判決を受け、その後、検察官が控訴を断念したことにより無罪が確定したことです。逮捕から無罪判決の確定まで、実に58年もの長期間を要し、この間、袴田さんは精神を病まれるに至りました。

上記の袴田事件を含む近時の再審無罪に関する事件を受けて、2025（令和7）年3月28日、法務大臣より、刑事再審手続の在り方が法制審議会に諮問され、2026（令和8）年2月12日、法制審議会より、改正の「要綱（骨子）」が法務大臣に答申されました。

その後、政府与党間で「刑事訴訟法改正法案（再審法案）」の修正が激しく重ねられた後、2026（令和8）年5月15日に内閣から国会に提出され、まず、同年6月16日に衆議院で、次いで、同年7月17日に参議院でそれぞれ可決され、同日に成立するに至りました。

このように、法制審議会による答申から法案成立まで、かなり審議等が難航したことは、繰り返し、報道等がされていたとおりです。

(2) 新たな刑事再審手続の概要について

改正刑事再審手続の概要は、以下のとおりです。

- ① 捜査機関が保管する証拠について、再審請求理由に関連し、裁判所が、再審請求の判断のために必要かつ相当と判断した証拠を提出するよう命じることができる（証拠提出命令制度）。
- ② 検察官から裁判所に提出された証拠の複製を、再審請求やその準備以外の目的で使用することは一律に禁止され、それに違反した場合につき罰則を設ける。
- ③ 再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、原則として禁止されるが、再審開始決定につき、「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」がある場合には、例外的に不服申立てを行うことが許容される。

(3) 改正刑事再審手続に対する批判について

前記のような主要な改正点については、既に、以下のよう¹な指摘がされています。

上記①に対し、証拠の持つ価値を正しく理解できるのは、第一には、再審請求人や弁護士であるから、まずは再審請求人や弁護士に対して、主張立証を準備するために必要な証拠が幅広く開示される必要があるなど。

上記②に対し、被害者等の関係者の名誉やプライバシーの

保護は必要であるが、これは個別に対応すれば足りるから、全ての証拠について一律に使用を禁止するのは過度の制約であり、再審請求人や弁護士において、証拠の内容を支援者や報道機関に提供することが躊躇され、もって、事件の問題点を広く知らせ、新証拠の獲得に向けた活動に支障を来すことが懸念されるなど。

上記③に対し、過去のえん罪事件における検察官の対応に照らせば、検察官において、今後も不服申立てを自製せずに行うことが懸念されるなど。

以上のような指摘についてはいずれも首肯できると思いますが、漸く、従前の刑事再審手続が改正されたばかりですので、まずは、改正刑事再審手続について、えん罪被害者の救済という制度趣旨を十分に反映した運用がされることが強く望まれるといえます。

3 徳川将軍による再吟味（親裁）について

(1) 徳川「御四家」について

それでは、ここからは、かつて、江戸時代に実際にあった、徳川将軍自らによる再吟味（親裁）についてご紹介したいと思います。

江戸時代に、尾張（徳川家康の九男義直・60万石）、紀伊（十男頼宣・55万石）、水戸（十一男頼房・28万石）の「御三家」があったことは有名ですが、徳川幕府の始めには、越後高田（26万石）を加えて「御四家」と呼ばれていたことはあまり知られていないのではないのでしょうか。

この越後高田家は、家康の二男であった結城秀康が創始した家であり（当初は越前北ノ庄（のちの福井）に67万石）、また、二代忠直は、大坂夏の陣に3万の兵を率いて出陣し、他藩に先駆けて大坂城三の丸に突入して落城させるという大手柄を挙げ、家康及び二代将軍秀忠から直々に茶壺や脇差の褒美を与えられるとともに、朝廷から従三位参議に叙せられた家柄であったことなどから、越後高田に移封された三代光長に対し、「御四家」の中で最も高い格式が与えられていました。

将軍自らによる再吟味（親裁）が行われたのは、この「御四家」筆頭の越後高田藩で起こった御家騒動についてです。

(2) 越後高田藩の御家騒動について

慶長20（1615）年5月の大坂夏の陣による元和偃武から半世紀以上が経過し、太平の世が続くと、幕府の政治は武断主義から文治主義へと移行し、武士も武勲から官僚へと重用される比重が変わりました。

越後高田藩も同様で、藩政の実権を握ったのは、官僚型の筆頭家老である小栗美作とその一派の約130人（対立勢力から「逆意方」と呼ばれていました。）であり、武勲を導ぶ次席家老の荻野主馬とその一派約890人（これには、藩主の異母弟である永見大蔵も含まれており、自らを「御為方」と称し

ていました。)から激しく敵視され、事ある毎に対立していました。

延宝7(1679)年1月9日深夜、遂に、御為方と逆意方の対立が先鋭化し、御為方の藩士約530名が小栗美作の屋敷を包囲するとともに、永見大蔵、荻田主馬ら御為方の首脳が深夜に急遽登城し、藩主光長から小栗美作への隠居申付けを引き出しました。これにより、小栗美作は退隠に追い込まれ、逆意方が失脚するという事態が生じました。越後高田では、町中で藩士同士の戦が勃発するのではないかと町人らが恐れ、大騒動になったといわれます。

(3) 幕府評定による裁定について

この越後高田藩の御家騒動は、第4代將軍家綱の治世で起こったものでした。

幕府は、下馬將軍と呼ばれた大老酒井雅楽頭忠清の意向により、永見大蔵や荻野主馬など「御為方」の首謀者5名を江戸に呼びつけ、大目付渡辺大隅守綱貞の主裁により、幕府評定所において厳しく吟味しました。その結果、延宝7(1679)年10月19日、老中以下諸役人列席の下、これら5名全員につき「諸家御預け」との裁定をし、他方、小栗美作に対しては大老及び大目付から見舞状が送られました。

この幕府評定所の裁定に倣い、越後高田藩でも、御為方の藩士の多くにつき、追放等の処分がされました。

これにより、越後高田藩の御家騒動については、一旦、御為方の完敗が決定しました。

(4) 評定所による再吟味(再審)について

第4代將軍家綱は、延宝8(1680)年5月8日、数え40歳で没し、同年8月23日、將軍宣下の大札が江戸城内で行われ、綱吉が第5代將軍の宣旨を受けました。綱吉は、同年12月9日、大老酒井忠清を罷免するとともに、同日に越後高田藩に伝達された「御奉書」により、小栗美作に江戸への出府を命じました。これにより、同年12月23日、幕府評定所において、奏者番兼寺社奉行阿部美作守正武の主裁のもと、越後高田藩での御家騒動につき、再吟味(再審手続)が開始されることとなったのです³。

小栗美作の取調べは、同年12月26日から始まりましたが、その後、評定所は、「諸家御預け」となっていた永見大蔵らも召喚し、翌年の延宝9(1681)年2月12日からは、これらの者についても取調べを始めるとともに、越後高田藩で現に政務を執っている重役らまで江戸に召喚して取り調べ、同年6月17日に全ての取調べを終えました。

江戸時代の吟味というと、「お上」の一方的なものとの印象を抱いてしまいがちですが、この越後高田藩の御家騒動の再吟味(再審手続)については、『列侯深秘録』(大正3年5月・国書刊行会叢書)に収録されている『天和聚訟記』4巻と『松平越後守家来裁決書』1巻に、越後裁判の全ての覚書、口書(供

述書)、目安(訴状)等が一括して年代順に収められており、現代においても、幕府評定所が再吟味(再審手続)を慎重に進めていたことが確認できます。

このように、約半年にわたる取調べが続けられた結果、將軍綱吉が自ら裁断する旨を表明し、いよいよ、小栗美作、荻田主馬、永見大蔵の3名につき、徳川幕府始まって以来、將軍による親裁が行われることとなりました。

(5) 將軍綱吉による再吟味(親裁)について

延宝9(1681)年6月21日辰の刻(午前8時)、將軍綱吉が出御し、江戸城大広間にて、老中・若年寄・寺社奉行・町奉行・大目付・目付・奏者番ら幕閣のほか、譜代の諸大名らが伺候する中、將軍親裁の大法廷が開催されました。

尋問は、綱吉の問いを老中堀田正俊が受けて行い、3名の言上を大目付が綱吉に取り次ぐ形式で行われましたが、小栗美作と荻野主馬・永見大蔵が直接に対決する場面もあったようです⁵。

綱吉から、小栗美作、荻田主馬、永見大蔵に対し、数問が発せられ、小栗美作らから言上がされた後、突然、綱吉が、「これにて決案す。はや、まかり立て。」と大声を発し、これにより、審理が終結したとされています。翌6月22日、幕府評定所において、小栗美作に対しては切腹の、荻野主馬及び永見大蔵に対しては、改めて従前の裁定よりも重い八丈島遠島の沙汰がそれぞれ申し付けられました。

綱吉の親裁は、これらに止まることはなく、更に、同年6月26日、藩主光長に対し改易の沙汰がされたうえ、翌27日、江戸城内の白書院において、老中らが列座する中、大小の大名にこの旨が演達されました。

このように、6月21日の親裁からわずか6日間の短期間に、これだけの沙汰がされたのですから、大名から民百姓に至るまで、新將軍の治世に驚愕したとされています。

以上が、將軍自らが再吟味(親裁)を行った「越後騒動」の全容です。

4 さいごに

(1) 綱吉による再吟味(親裁)の評価について

この將軍親裁がされた「越後騒動」について、直木賞作家の綱淵謙錠氏は、綱吉は、専ら、越後高田藩を改易することが目的であり、そのため、將軍親裁によっても、『御為方』と『逆意方』の理非曲直がはっきりした、というものが何もない⁶と断じています。

確かに、この綱吉による將軍親裁により、越後高田藩の所領がそのまま幕府直轄地となりましたし、その後、綱吉が、その治世中、外様17家、譜代28家、一門4家もの大名を処分していることに照らせば、そのような面もあるように思われます。

しかしながら、今から約350年もの昔においても、約半年

もの期間を費やし、多数の当事者及び関係者を慎重に取り調べ、更には、時の為政者が自ら審理をして従前の幕府の評定を覆すという再吟味(再審手続)が行われていたという事実は、改めて銘記されてよいのではないかと思います。

改正刑事再審手続について、ひとまずは、どのように運用されるかが重要であると前述しましたが、徳川将軍による親裁の例を思い出していただき、今後の運用に関心を寄せていただければ幸いです。

(2) 余語

最後に、越後騒動の一件は、越後高田藩の当事者のみに終わらなかったことにも触れておきたいと思います。

綱吉による将軍親裁は、幕府評定所で最初の審理を主裁した大目付渡辺大隅守綱貞に対しても行われ、八丈島遠島の沙汰が下されました。理由は、「前代この事おこりしとき。酒井雅楽頭忠清。久世大和守広之が^{もうす}申詞のみをうけて裁断せしさま。職に似合わずひが事なり」(4代の治世でこの御家騒動が起こった際、大老酒井忠清らの意向のみを取り上げて裁断したことにつき、職務上、非がある。)というものでした。

渡辺は、綱吉に対する無言の抵抗として、八丈島に向けて江戸を出立したその日から飲食を絶ち、途中、餓死するに至ったとのことです。

最近、刑事裁判に関与した裁判官に対しても、安易な判断をしたなどとして国家賠償請求訴訟が提起されています。約350年前の大目付の最期に触れるとき、審理の主宰する者の重責や矜持が感じられるように思われます。

(注)

1 2026(令和8)年7月17日付け日本弁護士連合会「刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立に当たっての会長声明」など。

2 忠直は、その後、乱行が続いたため、二代将軍秀忠により領地を没収され、豊後萩原(大分市)に配流されました。この忠直については、菊池寛が名作『忠直卿行状記』を著しています。

3 再審(親裁)は、直接には、越後高田藩の重臣2名が御暇願いを藩に差し出したため、藩が幕府に上意を伺ったことを契機として始まったとされています。今の再審開始決定の契機といえるかも知れません。

4 『徳川実記』の『常憲院殿(五代綱吉)御実記』によれば、綱吉が、「明日松平越後守光長が家人を召され。御みづから御裁断あるべき旨仰出さる。」とされています。

5 三田村鳶魚校定『騒動実記』(昭和3年8月・博文館)の「越後記大全」

6 網淵謙錠『越後太平記(上)・(下)』(昭和58年12月・中公文庫)。

復帰のご挨拶

経済産業省での職務を終えて (後編)



弁護士 腰田 将也

前号(Vol.63/2026年8月号)「復帰のご挨拶 経済産業省での職務を終えて」に引き続き、経済産業省で取り組んだ職務についてご報告いたします。

「1 はじめに」「2 職務の概要」「3 音楽産業に関する職務」については、前号をご覧ください。

4 AIに関する職務

経済産業省(当時:商務情報政策局コンテンツ産業課)では、2023年度の「令和5年度コンテンツ海外展開促進事業(コンテンツ産業における先端的技術活用に関する調査)」において、産業界の各分野の有識者の皆様から構成される研究会を開催し、コンテンツ産業における先端的技術(特に生成AI)の利活用について、調査・研究、議論を重ねていました。当時は、Stable Diffusion(2022年8月公開)やChatGPT(GPT-3.5)(同年11月公開)など、生成AIサービスが一般に普及し始めた時期でした。現在利用されているモデルほど能力の高いものではなく、たとえば、動画生成AIはごく短い動画しか生成できず、実用性のあるものではありませんでしたが、コンテンツ制作において生成AIが利用される事例が始まっており、調査事業においても日々の技術の進歩の状況を肌で感じながら検討を進めていました。もっとも、当時から、生成AIによる知的財産権などの権利・利益の侵害のおそれや、誤情報、ディープフェイクなどの問題が指摘されており、将来的には(現在提供されているような)性能の高い画像生成AI・動画生成AIなどが普及し得ることを見据えて議論を進めていました。

また、当時は、著作権法を所管する文化庁(文化審議会著作権分科会法制度小委員会)にて「AIと著作権に関する考え方」(2024年3月)の取りまとめに向けた議論が行われていたり、内閣府(知的財産戦略推進本部)にて「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」(2024年5月)の取りまとめに向けた議論が行われており、法制度を所管する他府省庁とも連携しながら議論を進めていました。

こうした調査事業の成果物として2024年7月に公表されたのが、「コンテンツ制作のための生成AI利活用ガイドブック」(以下「ガイドブック」といいます。)でした。ゲーム・アニメ・

広告の各産業における生成 AI の利活用ケースと、制作工程での各活用シーンにおける法的な留意点と考えられる対応策を紹介し、知的財産権などの権利・利益の保護に十分に配慮した、コンテンツ制作における適切な生成 AI の利活用の方向性を示すことを目的としたものでした²。

公表時は SNS などでも話題にもなりましたが、ガイドブックの周知のため、セミナーを多数実施し、メディアに出演するなどしました³。実際にも、ゲーム・アニメ・広告などの制作現場の方にご覧いただいたほか、生成 AI の利用に関する社内ガイドラインの作成の参考にされたとお話いただきました。

こうしたガイドブックに関する取組みを通じて、エンタテインメント産業を所管する立場から、生成 AI が普及し始めていた初期段階において、利活用ケースや法的な問題点等について、他府省庁と連携しながら、産業界の有識者の皆様や、法律の専門家の皆様と議論をさせていただき、さらに成果物の公表までたどり着けたことは大変貴重な経験となりました。



ガイドブックの公表後も、内閣府、文化庁、法務省、デジタル庁などの他府省庁や、経済産業省内の他課室において進められていた、AI 関係の各種ガイドラインの策定をはじめとした各施策についても、エンタテインメント産業を所管する立場から連携し、政府全体での AI 関係の政策の実行に関与しておりました。

AI 技術の進歩やサービスの普及に伴い、権利侵害の疑われる事例や紛争事例が数多くみられる一方、権利保護や対価還元を目指した様々な動きがみられます。AI と知的財産権及び AI とエンタテインメント産業をめぐる方向性は未だ見通しが難しく、今後も議論は続いていくものと思われます。引き続き情報の収集に努め、大きな視点ではエンタテインメント産業における生成 AI の利活用と知的財産権などの権利・利益の保護の両立を図りつつ、クライアントの皆様には AI 関係の充実した法的サービスをご提供できるよう努めてまいります。

5 その他法律関係の職務など

これら以外にも、弁護士としての知識・経験を活かしながら、エンタテインメント産業に関連する様々な法律(たとえば、障害者差別解消法⁴、こども性暴力防止法⁵、チケット不正転売禁止法⁶など)について、業界を所管する立場から、他府省

庁とも連携しながら、新たな制度の導入に向けた業界との調整や行政への相談対応などにも携わりました。特に、中小受託取引適正化法(取適法)⁷やフリーランス・事業者間取引適正化等法(フリーランス新法)⁸に関しては、政府の価格転嫁・賃上げの要請等もあり、公正取引委員会・中小企業庁や産業界とも連携し、制度の普及・啓発のため、業界向けのセミナーを実施したり、指針の策定に関与したりしていました。その他にも、コンテンツ関係の補助金事業(JLOX、JLOX+、IP360 など)の企画・立案や、公益通報事案への対応なども行っていました。

また、音楽業界に限らずゲーム・アニメ・マンガなど業界向けの様々なイベント等に足を運びネットワークの構築に努めるとともに、経済産業省内でも、出向者交流会などに積極的に参加するなどしていました。

6 さいごに

経済産業省での3年間の職務のご報告は以上となります。

エンタテインメント産業を含め、産業界を取り巻くビジネス環境や法制度は日々変化しています。皆様の事業の後押しができるよう、情報の収集に努め、経済産業省での経験も活かしながら、専門的かつ多角的な観点から法的サポートに取り組んでまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(注)

- 1 経済産業省ウェブサイト『「コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック」を公表しました』(2024 年 7 月) https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/aiguidebook.html
- 2 ガイドブックに関する論考として、「コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック」のポイントと関連する経済産業省の生成 AI 関係の取組み(コピライト 2025 年 3 月号著作権情報センター)などを参照。
- 3 一例として、TOKYO FM 鷹の爪団の人工知能ちょっと来い!~AI を使って世界征服じゃ!~(各種配信 PF で視聴可能) <https://www.tfm.co.jp/podcast/ai/> など
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)
- 5 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)
- 6 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(平成 30 年法律第 103 号)
- 7 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(旧:下請代金支払遅延等防止法、昭和 31 年法律第 120 号)
- 8 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和 5 年法律第 25 号)

TOPIC 金融法務

不動産特定共同事業法施行規則等の改正

弁護士 柳 勝久



令和8年8月21日、「不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令」が公布され、不動産特定共同事業法施行規則(以下「施行規則」といいます。)¹が改正されるとともに、「不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について」(以下「留意事項」といいます。)²及び「不動産特定共同事業の電子取引業務ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)³もあわせて改正されました(以下、これらの改正を総称して「本改正」といいます。)⁴。また、同日、施行規則の改正に係るパブリックコメントの結果も公表されています(以下「本パブコメ」といいます。)⁵。

近年、不動産特定共同事業に関し、インターネット上の契約を通じた一般投資家の参加が拡大している等の環境変化があったことを踏まえ、国土交通省は、令和7年3月、「一般投資家の参加拡大を踏まえた不動産特定共同事業のあり方についての検討会」を設置し、同年8月1日、「一般投資家の参加拡大を踏まえた不動産特定共同事業のあり方についての中間整理」を公表しました。⁶本改正は、当該中間整理の内容を踏まえ、一般投資家向けの情報開示の充実や対象不動産の売却価格等における公正性の確保等の観点から、不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項の追加等を行うものです。

本改正は、対象不動産に係る不動産鑑定評価の取得等に関し、不動産特定共同事業に係る実務に影響を及ぼすものと考えられ、以下、その内容について解説します。

1 利害関係人に対する対象不動産の売却等における必要な措置

(1) 改正内容

不動産特定共同事業者は、その業務の運営の状況が事業参加者の保護に支障を生じるおそれがある状況等にならないように業務を行わなければならないものとされています(不動産特定共同事業法(以下「法」といいます。)⁷21条の2、金融商品取引法40条2号)。本改正において、その状況として、「不動産特定共同事業者又は委託特例事業者が対象不動産の売却等を行う場合(対象不動産を売却するときは、利害関係人に対して対象不動産を売却する場合に限る。)⁸において、利害関

係を有しない不動産鑑定士・・・による対象不動産の鑑定評価の評価額に相当する額での対象不動産の売却等をするために必要な措置を講じていないと認められる状況」が追加されました(施行規則40条5号)。すなわち、不動産特定共同事業者又は委託特例事業者が、「利害関係人」⁹に対して、「対象不動産の売却等」を行う場合には、「利害関係を有しない不動産鑑定士」による対象不動産の「鑑定評価」を取得し、その上で、「鑑定評価額に相当する額での対象不動産の売却等をするために必要な措置」を講じることが必要となります。

(2) 各用語の内容

ア 「対象不動産の売却等」

当該措置の対象となる「対象不動産の売却等」とは、「対象不動産を売却し、又は自己の固有財産とし、若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産とする行為」と定義されています(施行規則11条1項4号、本パブコメNo.21参照)。すなわち、不動産特定共同事業契約に係る対象不動産(ファンドに組み込まれた不動産)を、①売却する、②不動産特定共同事業者の固有財産とする、③他の不動産特定共同事業契約に係る財産とする行為が、「対象不動産の売却等」に該当することになります。

他方、たとえば、不動産特定共同事業者の固有財産に属する不動産を不動産特定共同事業契約に係る財産とすることや、他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産とすることは、「対象不動産の売却等」に該当せず、当該措置の対象にはなりません(本パブコメNo.21、No.36参照)。ただし、後述のとおり、契約成立前の説明事項(施行規則43条1項13号)の対象とはなり得ることになります。

イ 「利害関係を有しない不動産鑑定士」

留意事項では、①不動産特定共同事業者との関係が留意事項第3-2(2)⑫に掲げる者(利害関係人として列挙されている者)に該当する者、②特例事業者の役員又は使用人は、「利害関係を有しない不動産鑑定士」には含まないものと整理されています(留意事項第7-5(3)②)。

ウ 「鑑定評価」

「鑑定評価」の意義について、本パブコメにおいて、「不動産の鑑定評価に関する法律第2条第1項に規定する「不動産の鑑定評価」と同様に解すべきものと考えられます。」とした上で、「ただし、不動産鑑定評価基準に則らない価格等調査を行うことができるのは、「不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン」及び「不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項」において許容されている場合に限られ、これに反するものは「鑑定評価」に含まれないものと考えられます。」とされています(本パブコメNo.13)。すなわち、当該

措置において求められる「鑑定評価」は、必ずしも、不動産鑑定評価基準に準拠したものである必要はないものの、上記ガイドライン等に即したものである必要があります。

エ 「対象不動産の鑑定評価の評価額に相当する額での対象不動産の売却等をするために必要な措置」

最後に、施行規則 40 条 5 号に規定する「対象不動産の鑑定評価の評価額に相当する額での対象不動産の売却等をするために必要な措置」の内容について、留意事項では、「例えば、当該対象不動産について、鑑定評価の評価額を概ね 1 割以上上回る価格で売却等をする行為又は鑑定評価の評価額を概ね 1 割以上下回る価格で売却等をする行為は該当しないこと。」とされています（留意事項第 7-5(3) ③）。留意事項の内容を踏まえれば、鑑定評価の評価額から概ね上下 1 割の範囲内で売却等を行う行為は、基本的には、「必要な措置」として評価されるものと考えられます。

2 成立前の説明事項の追加

(1) 利害関係人取引に係る説明事項

不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、契約の相手方に対して、書面を交付してその契約内容等に関する事項を説明しなければならないものとされています（法 24 条 1 項、施行規則 43 条）。

利害関係人との取引に関しては、本改正以前より、利害関係人との間の不動産特定共同事業に係る重要な取引の有無や、取引がある場合には、当該利害関係人と不動産特定共同事業者との関係や取引の額、取引の内容等、所定の説明事項が定められていました。

本改正により、当該取引が対象不動産の取得又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産とするものである場合には、当該取引の額を妥当と判断する根拠（当該取引が対象不動産の賃貸借である場合には、賃料の額を妥当と判断する根拠）が説明事項に追加されました。また、利害関係を有しない不動産鑑定士による鑑定評価の有無、（鑑定評価を受けた場合には）鑑定評価の結果等、（鑑定評価を受けていない場合には）受けていない理由や対象不動産の近傍同種の不動産その他条件の類似する不動産の売買価格若しくはその水準等、鑑定評価額等と当該取引の額の差額があるときはその差額及び当該差額を妥当と判断する理由等が、説明事項に含まれることになりました（施行規則 43 条 1 項 13 号ニ及びホ、同条 2 項 2 号及び 3 号）。

なお、利害関係人取引において、上記「対象不動産の売却等」に該当しないものに関しては、本パブコメにおいて、「鑑定評価を受けていない場合には別の事項（施行規則 43 条 2 項 3 号ハ）を法 24 条 1 項に規定する書面に記載して説明することが可能となっているため、鑑定評価の取得を必須とするものではありません。」とされており（本パブコメ No. 77）、この場合には、鑑定評価の取得が必須でないことが明らかにされて

います。

(2) 対象不動産の価格の妥当性に係る説明事項

また、利害関係人との取引に限らず、不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業を行う場合（すなわち、出資の目的として対象不動産そのものを出資するのではなく、たとえば、投資家から金銭出資を受けて行う不動産特定共同事業の場合）、本改正以前より、対象不動産の価格やその算定方法が説明事項とされていました。本改正により、当該価格を妥当と判断する根拠のほか、その根拠に係る事項（鑑定評価の有無等）が、説明事項に含まれることになりました（施行規則 43 条 1 項 18 号、同条 2 項 5 号）。

(3) その他の説明事項

以上のほか、概ね次の事項が説明事項として追加されています。

- ・ 勧誘に際して分配見込額を表示した場合にあっては、その根拠となる不動産取引の額等（施行規則 43 条 2 項 6 号）
- ・ 出資される金銭の使途（施行規則 43 条 1 項 20 号ホ）
- ・ 宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前の場合には、必要な許可等の処分の有無等（施行規則 43 条 1 項 16 号の 2）
- ・ 対象不動産が水害ハザードマップ上にある場合は、その内容（施行規則 43 条 1 項 17 号ト）

3 財産管理報告書の記載事項の拡充

不動産特定共同事業者は、契約を締結した事業参加者に対し、その契約した商品の状況について、定期的に財産管理報告書を交付しなければならないところ、その記載事項が拡充されています（法 28 条 1 項、施行規則 50 条）。

4 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者の HP 等への掲載事項の拡充

また、電子取引業務を行う不動産特定共同事業者が HP 等を用いて公表しなければならない事項について、利害関係人取引に関する事項等が追加されています（施行規則 55 条）。

5 適用時期

経過措置により、現に不動産特定共同事業の許可等を受けている事業者については、令和 8 年 12 月 1 日より、本改正の適用を受けることになります。

（注）

- 1 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo05_hh_000001_00270.html
- 2 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seq-No=0000319647>
- 3 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan

4 不動産特定共同事業者に業務を委託した特例事業者（法26条の2第1号）

5 施行規則11条2項15号ホ（3）。留意事項第3-2(2)⑫において、利害関係人に該当する者が例示的に列挙されています。その上で、施行規則40条5号に規定する「利害関係人」は、不動産特定共同事業者又は小規模不動産特定共同事業者との関係が、留意事項第3-2(2)⑫に掲げる者に該当する者を含むものと整理されています（留意事項第7-5(3)①）。

TOPIC 競争・知財

近時の知的財産・エンタテインメント関係の指針等について

弁護士 腰田 将也



公正取引委員会は、近時、知的財産権・ノウハウ・データの取引や、エンタテインメント分野に関して、取引実務への影響が考えられる、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法関係の指針・ガイドラインを策定・公表しています。本稿では、それぞれの概要と実務対応のポイントを解説いたします。

また、法務省は、肖像・声等の無断利用によるパブリシティ権・肖像権侵害等に関して解釈指針を策定・公表しており、その概要等も紹介いたします。

1 「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用などに関する指針」の公表

(1) 概要

公正取引委員会・中小企業庁・特許庁は、2026年6月24日、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用などに関する指針」（以下「知財取引指針」といいます。）を公表しました。

公正取引委員会では、「知的財産取引適正化ワーキンググループ」において、2025年8月以降、知財取引指針の策定等に向けた検討が行われ、議論の内容を整理した報告書が公表されました³。併せて、公正取引委員会は知的財産権等に係る実態調査を行い、「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（2026年3月）において、独占禁止法上問題となるおそれのある行

為等を明らかにしました⁴。

知財取引指針は、これらに基づいて、知的財産取引に関する業種横断的な考え方を示すとともに、既存の各種指針等との関係性を整理したものです。知財取引指針では、主に発注者と受注者の取引過程における知的財産権の帰属や取扱いを対象とした独占禁止法上の優越的地位の濫用規制の考え方に加え、取適法やフリーランス・事業者間取引適正化等法との適用関係などがまとめられています。また、あらゆる立場の事業者が参照できる内容とするため、特定の分野に関する既存の指針などの内容や考え方を適宜引用し、それらとの関係性を示すとともに、基本的な対応方針や実践例を提示し、相談・支援体制を紹介することで、知財取引指針を参照する事業者が自ら問題解決を図ることができるものとなっています。

知財取引指針では、具体的には、あらゆる業種の取引において発生しうる知的財産権・ノウハウ・データを対象とし、情報の管理、知的財産権・ノウハウ・データの価値の評価、その他の行為類型（出願干渉、知財訴訟などのリスク転嫁、共同研究開発など）について、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法における考え方、対応指針、実践例などが網羅的に整理されており、さらに附属資料として契約書のひな型も示されており、参考になります。

なお、公正取引委員会は、知財取引指針の内容などを踏まえ、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」⁵及び「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」⁶を改正する予定であり、すでに各改正案の意見募集（パブリック・コメント）が行われています⁷。

(2) 実務対応のポイント

知財取引指針は、上記実態調査において、知的財産権・ノウハウ・データといういわゆる無形資産の取扱いやその価値評価などに問題があると考えられる事例がみられたことを踏まえたものです。たとえば、無形資産の取扱いを含んだ契約書を作成する場合や、取引の相手方から無形資産の取扱いについて不利と考えられる契約条件を提示された場合または実際の取引場面において不利な取扱いを受けた場合などで、対応の手掛かりとなります。

契約の条件交渉や実際の取引においては、知財取引指針を踏まえて、取引の内容・方法に問題がないかどうか確認するとともに、問題が発見された場合には契約内容の見直しなどの対応を検討してください。

また、知財取引指針の別紙として契約書のひな型（知財取引指針の秘密保持契約書、共同開発契約書、知的財産権等の取扱いに関する契約書（開発委託契約・製造委託契約））が示されており、いずれも基本的な内容の契約書ではありますが、たとえば新たに契約書を作成する際の参考となります。

なお、知財取引指針はあらゆる業種を対象としたものであ

り汎用性が高いですが、必要に応じて、特定の分野・取引場面に関する各種指針・ガイドラインもあわせて確認しましょう。公正取引委員会は、ウェブサイトにおいて、知財取引指針と関係のある各種指針・ガイドライン・マニュアルなどを一覧性のある形でまとめています。⁸

「知財取引指針」の概要・実務対応のポイント（まとめ）

- ・ 知財取引指針は、あらゆる業種の取引において発生しうる知的財産権・ノウハウ・データを対象とし、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法における考え方などを整理したもの。
- ・ 具体的には、情報の管理、知的財産権・ノウハウ・データの価値の適切な評価などについて、基本的な考え方や対応方針、問題となり得る事例、望ましい対応、実践例を整理しており、取引実務において参考になる。
- ・ 契約の条件交渉や実際の取引において、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関連する問題がないかどうか、知財取引指針を踏まえた確認・対応が必要となる。その際は、知財取引指針のみならず、特定の分野・取引場面に関する指針・ガイドライン・マニュアルなどもあわせて参照する。

2 エンタテインメント分野における取引の適正化に関する指針の公表

政府のコンテンツ産業活性化戦略⁹に基づき、公正取引委員会は、エンタテインメント分野における取引の適正化のため、実態調査を行うとともに、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する指針を公表しています。

(1) 音楽・芸能分野の取引の適正化に関する指針の概要

公正取引委員会は、2024年4月から同年11月にかけて、音楽・放送番組等の実演家（アーティスト・俳優・タレントなど）とその所属する芸能事務所との契約などに関して実態調査を行い、2024年12月26日、「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」を公表しました。また、この報告書をもとに、内閣官房及び公正取引委員会は、2025年9月30日、「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」（以下「音楽・芸能取引指針」といいます。）を公表しました。

(2) 映画・アニメ分野の取引の適正化に関する指針の概要

公正取引委員会は、2025年1月から同年7月にかけて、映画・アニメの制作に係る取引分野に関して実態調査を行い、2025年12月24日、「映画の制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書」「アニメの制作現場におけるク

リエイターの取引環境に係る実態調査報告書」をそれぞれ公表しました。また、この実態調査報告書をもとに、内閣府知的財産戦略推進事務局及び公正取引委員会は、2026年6月22日、「映画の制作現場における取引の適正化に関する指針」「アニメの制作現場における取引の適正化に関する指針」（以下「映画取引指針」「アニメ取引指針」といいます。）を公表しました。

(3) 実務対応のポイント

最近では、エンタテインメント分野及びその周辺分野の事業者の違反事例等が多くみられます。カバーに対する勧告等（2024年10月25日）、KADOKAWAに対する勧告（2024年11月12日）、小学館に対する勧告（2025年6月17日）、グロービジョンに対する勧告（2025年12月5日）、ライバー事務所運営事業者に対する注意（2025年12月9日）などがその例です。また、公正取引委員会及び中小企業庁は、2025年以降、特定の業種・業界における取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、違反やそのおそれに対して迅速に指導等を行っており、特に2026年2月以降は、広告業について集中的な調査を行い71件の指導を行っています。¹⁰

音楽・芸能取引指針、映画取引指針及びアニメ取引指針は、法的な考え方だけでなく、実態調査を踏まえた、典型的に問題となり得る場面について「問題となり得る行動例」「参考となる行動例」を示しており、契約の条件交渉や実際の取引において参考となるものです。

前述の各違反事例は、特に取引条件の提示や支払期限に関するものが多く、この点は各指針でも触れられています。また、音楽・芸能取引指針では、実務的な対応方法には検討を要すると思われる「実演家報酬に係る明細などの明示」について言及されていますし、映画取引指針・アニメ取引指針では、リメイクなどによって当初の契約条件とは異なる事態が生じた場合の追加支払についても言及されているなど、各分野・業界特有の問題への対応指針が示されています。特に従来の慣習や業界慣行を維持したまま取引が行われている場合は、違反の可能性があるので、注意が必要です。

契約の条件交渉や実際の取引においては、各指針を踏まえて、取引の内容・方法に問題がないかどうか確認するとともに、問題が発見された場合には契約内容の見直しなどの対応を検討してください。

「音楽・芸能取引指針」「映画取引指針」「アニメ取引指針」の概要・実務対応のポイント（まとめ） - 音楽・芸能取引指針、映画取引指針及びアニメ取引指針は、<u>エンタテインメント分野に特化して、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法における法的な考え方を整理したもの。</u> <u>実態調査を踏まえ、各分野で問題となり得る取引場面と各取引場面での法的な考え方を整理したうえで、具体例として「問題となり得る行動例」「参考となる行動例」が紹介されており、取引実務において参考になる。</u> <u>契約の条件交渉や実際の取引において、<u>独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関連する問題がないかどうか、各指針を踏まえた確認・対応が必要となる。</u></u>

3「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 取りまとめ報告書」の公表

法務省は、2026年8月7日、「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 取りまとめ報告書—生成AIによるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針—」（以下「取りまとめ報告書」といいます。）¹¹を公表しました。

近年の生成AIの進化により、個人の肖像・声を簡単に生成・再現できるようになりました。一方で、著名人の肖像・声の無断利用やディープフェイクの問題が多発しており、肖像・声がもつ商業的価値や精神的価値の保護が強く求められています。

もっとも、人の肖像・声それ自体を直接保護する法律上の明文規定はなく、判例上形成されてきたパブリシティ権（人の肖像等がもつ顧客吸引力を排他的に利用する権利）及び肖像権（肖像等をみだりに利用されない権利）によって保護されてきました。しかし、パブリシティ権の意義や侵害の判断基準について判断を示したいいわゆるピンク・レディー事件最高裁判決（最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁）に関しても、その射程等について様々議論があり、特に生成AIによる肖像・声の無断利用に関しては裁判例がなく、権利侵害となる範囲が不明確な状況が続いていました。

こうした状況を踏まえ、法務省に設置された「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」¹²において議論がなされ、取りまとめ報告書において、以下の内容が検討・整理されました。

①肖像・声の保護に関する一般論

パブリシティ権・肖像権による肖像・声の保護に関する、法的性質、侵害の判断基準、損害賠償における損害の範囲及び差止請求の可否

不正競争防止法による肖像・声の保護可能性

②事例検討

①を前提とした、生成AIによる肖像・声の無断利用に関する想定事例ごとの検討

取りまとめ報告書は、パブリシティ権・肖像権に関して法学的な観点から参考になることはもちろん、生成AIを活用する際の法的検討や、パブリシティ権・肖像権の侵害又はそのおそれが発生した際の実務対応においても重要な指針となるものです。

（注）

1 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）

2 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）

3 公正取引委員会ウェブサイト「（令和8年3月11日）「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」について」（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260311_chizaiwg_hokokusho.html）

4 公正取引委員会ウェブサイト「（令和8年3月11日）知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査について」（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260311_chizai.html）

5 公正取引委員会ウェブサイト「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（<https://www.jftc.go.jp/toriteki/legislation/unyou.html>）

6 公正取引委員会ウェブサイト「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（https://www.jftc.go.jp/file/fl_jftcmhlwguidelines.pdf）

7 公正取引委員会ウェブサイト「（令和8年6月24日）「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案及び「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案に対する意見募集について」（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_pubcomme.html）

8 公正取引委員会ウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/chizaitorihiki/index.html>）

9 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（2024年6月21日閣議決定）（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（2025年6月13日閣議決定）（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf）

10 これらの公表されている違反事例の詳細については、公正取引委員会ウェブサイトをご確認ください。

11 法務省ウェブサイト「肖像、声等の無断利用による民事

責任の在り方に関する検討会 取りまとめ報告書の公表について」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00778.html)

12 法務省ウェブサイト「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html)

堂島法律事務所ウェビナー

第 35 回 カスタマーハラスメント対策義務化の概要と

企業が採るべき実務対応

講師：弁護士 安田 健一

開催日時：2026 年 10 月 16 日（金）15 時 00 分～15 時 30 分

2026 年 10 月 1 日よりカスタマーハラスメント対策が義務化され、この義務は中小企業であっても適用されます。

また、法律が義務付けるカスタマーハラスメント対策は、消費者との取引だけでなく、BtoB 取引も対象とするものです。

本セミナーでは、法律に基づくカスタマーハラスメント対策の義務について説明するとともに、企業が採るべき実務的な対応について解説します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_uc_013rgRU-lh3DSwqijLw



近時の実務話題&裁判例レビュー

弁護士 大川 治



9月2日 公正取引委員会、日本郵便株式会社にフリーランス法に基づく勧告——取引条件の明示義務違反及び報酬の支払期日をめぐる違反

公正取引委員会は、9月2日、日本郵便株式会社に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法。以下「フリーランス法」といいます。）8条1項及び2項の規定に基づく勧告を行いました。同法は令和6年11月1日に施行された比較的新しい法律ですが、今回、全国規模で事業を展開する大企業に対して勧告がなされたことで、業務委託を広く利用する企業にとって看過できない事例となっています。

違反事実の概要は、次のとおりです。日本郵便は、研修の実施、郵便物等の配達等の業務を特定受託事業者（いわゆるフリーランス）に委託していたところ、令和6年11月1日から令和7年6月30日までの間、①特定受託事業者167名に対し業務委託をした際に、直ちに、明示事項の全部又は一部を書面又は電磁的方法により明示せず（同法3条1項違反）、②特定受託事業者140名に対し業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者の給付を受領した日又は役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった（同法4条5項違反）というものです。違反期間の始期が同法の施行日そのものである点は、施行に伴う社内体制の整備が追いついていなかったことをうかがわせます。

ここで、フリーランス法の規律を確認しておきます。同法3条1項は、発注事業者に対し、特定受託事業者に業務委託をした場合には直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の明示事項を書面又は電磁的方法により明示することを義務づけています。また、同法4条1項は、報酬の支払期日を、給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めなければならないとし、支払期日を定めなかった場合には、同条2項により給付を受領した日が支払期日とみなされます。本件で②の違反が成立しているのは、支払期日を定めなかった結果、受領日が支払期日とみなされ、

その日までに報酬が支払われなかったためであり、支払期日を定めないこと自体が直ちに支払遅延に直結するという同法の構造を示すものといえます。

勧告の内容は、今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合には直ちに明示事項を書面又は電磁的方法により明示すること、及び同法4条1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと等とされています。フリーランス法に基づく勧告は公表されることが予定されており、勧告に従わない場合には命令及び公表、さらには罰則の対象となり得ます。

実務上の示唆として重要なのは、本件の違反が、特定の部門による意図的な行為というよりも、全国に分散した発注部門における運用の不統一から生じたとみられる点です。業務委託を利用する企業においては、（ア）発注が本社購買部門を経由しない現場裁量の委託になっていないか、（イ）少額・短期・単発の委託について発注書の交付が省略されていないか、（ウ）継続的な取引を口頭又はメールのやり取りのみで処理していないか、（エ）そもそも契約書・発注書に報酬の支払期日が明記されているか、といった点を、実際の取引データに即して点検することが有用です。とりわけ支払期日については、「翌月末払い」等の社内慣行が60日以内に収まっているかを確認しておく必要があります。

（注）

1 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260902_japanpost.html

9月14日 厚労省、勤務時間が短い正規型の労働者として使用されている個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いを明確化

厚生労働省は、9月14日、保険局保険課長及び年金局事業管理課長の連名により、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長及び日本年金機構理事長に対し、「勤務時間が短い正規型の労働者として事業所に使用されている個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて」と題する通知を发出しました（保保発 0914 第2号・年管管発 0914 第2号）。本年3月18日付けの「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて」に続くもので、同通知の一部改正も併せて行われています。

通知の背景として指摘されているのは、個人事業主やフリーランス（以下「個人事業主等」といいます）を勤務時間が極端に短い正規型の労働者として雇用し、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届を提出する一方で、当該個人事業主等から「会費等」と称して報酬を上回る額を支払わせているなど、使用関係や業務の実態に疑義がある事業所が存在するという実態です。こうした形態は、本来適用されるべき国民健康保険・国民年金の適用を不適切に免れ、通常よりも低い保険料負担で健康保険等の被保険者資格を取得する結果を招くものとされています。

通知は、健康保険等の被保険者資格の有無は、従来どおり事業所と常用的使用関係にあるかどうかにより判断され、その判断に当たっては契約の文言のみを見るのではなく、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容など就労の実態に照らして個別具体的に総合的に判断すべきことを改めて確認した上で、以下の①及び②のいずれにも該当する場合には、原則として被保険者資格を有さないものとして取り扱うものとされています。①又は②のいずれか一方に該当する場合には、就労の実態に照らして個別具体的に常用的使用関係の有無を総合的に判断することとされています。

①は「報酬が業務の対価として経常的な支払いとは認められない場合」です。労働者として受け取る報酬を上回る額の会費等を事業所に支払っている場合がこれに当たるほか、個人事業主等が自ら行う業務を第三者に委託した上で当該第三者である事業所に雇用される形をとり、実質的に自らが支払った委託費等が報酬となっている場合も含まれます。また、会費等が報酬と同額又はこれを下回っている場合でも、会費等

が報酬額の多くを占めることが常態化しているときは常用的使用関係が認められない可能性があるとして、事業所の関連法人等への支払いであっても、それが当該事業所の労働者となる上での実質的な条件となっているなど実質的に同一事業所として扱うべき場合は同様とされています。なお、ここでいう「会費等」は、勉強費、広告費、掲載料、参加料、コンサルタント料、協力金、委託費など名称の如何を問わないものとされています。

②は「業務が経常的な労務の提供と認められない場合」です。判断要素として、(1) 1週間又は1月間の労働時間が常態的に極端に短く、社会通念に照らして経常的に労務を提供しているとは言えない場合と、(2) 業務の内容又は目的が、単なる知識向上のためのアンケート回答や勉強会への参加等の自己研さんにすぎないもの、活動報告・情報共有・事業の紹介についての単なる協力やお願い等、事業所内での具体的な指揮命令に基づかない形式的な業務にすぎないもの、労働者相互間の研さんや業務の互助的紹介等の相互互助的な連携にすぎないもの、個人事業主等としての事業活動そのものを形式的にそのまま事業所の業務としているものなどにとどまると認められる場合が挙げられています。

通知自体は、主として会費等を徴収し不適切な健康保険等の適用が疑われる事案を想定したものであると明記されており、正常な短時間勤務の正社員の取扱いを直ちに変更するものではありません。もっとも、副業人材や外部アドバイザーを短時間勤務の正規型労働者として受け入れている企業においては、契約書上の肩書や勤務形態の記載のみならず、実際の労働時間、業務内容、指揮命令の有無、報酬と各種負担金との関係について、対外的に説明可能な状態になっているかを確認しておくことが望まれます。冒頭にご紹介したフリーランス法に基づく勧告事例と併せ、業務委託と雇用の境界をめぐる行政の姿勢が、取引規制・社会保険の双方の局面で厳格化しつつある点に留意が必要です。

（注）

1 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_75927.html

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めている必要があるとあります。

本ニュースレターに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。



：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）



：newsletter@dojima.gr.jp



：www.dojima.gr.jp